

## 入札説明書

### 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名 長崎県病院企業団人事記録情報等入力業務委託（単価契約）

(2) 仕様 別添「長崎県病院企業団人事記録情報等入力業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間 ①在職者分 令和6年11月30日まで  
②退職者分 令和7年3月31日まで

(4) 納入場所 長崎県病院企業団本部総務部総務人事班  
(長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル7階)

(5) 予定数量 ①在職者分 1897.5件 ※期限：R6.11.30  
②退職者分 1102.5件 ※期限：R7.3.31  
①+②合計 3000.0件

(6) 入札書の開札日時及び場所

〔開札日時〕 令和6年9月27日（金） 10時00分開始

〔開札場所〕 長崎県病院企業団本部4階会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもある  
ので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

(7) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、FAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕 長崎県病院企業団本部総務部総務人事班 FAX：095-828-4759

〔提出期限〕 令和6年9月19日（木） 17時00分

※ 回答については令和6年9月24日（火） 17時00分までに書面（FAX）にて回答します。

(8) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札単価が、長崎県病院企業団財務規程（平成21年4月1日長崎県病院企業団管理規程第21号）第131条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を落札者とする。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

カ 入札書は、別添様式1を使用すること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(イ) 入札保証金等は、令和6年9月26日（木）までに提出すること。

(ロ) 見積もった契約希望金額（契約希望単価に予定数量を乗じて得た額に当該消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。以下同じ。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県病院企業団企業長（以下「企業長」という。）を被保険者とする入札

保証保険契約を締結したとき。

- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上 (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上 (c) 1,000 万円未満

- (ハ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

**【注意事項】**

- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 7 日目までとしてください。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

- (イ) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

- (ロ) 契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た額に当該消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に企業長を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、契約金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上 (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上 (c) 1,000 万円未満

- (ハ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(10) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(11) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県病院企業団又は長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

ク 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

- ケ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- コ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- サ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- シ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## (12) 落札者の決定方法

- ア 入札単価が、長崎県病院企業団財務規程（平成21年4月1日長崎県病院企業団管理規程第21号）第131条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県病院企業団又は長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 【注意事項】

- ・第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度入札を行う予定です。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限ります。

## (13) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

## (14) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として企業長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県病院企業団人事記録情報等入力業務委託に関する令和6年9月11日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県病院企業団又は長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 2 その他

### (1) 当該契約事務に関する担当部局

- 〔住所〕 〒850-0035 長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル7階
- 〔名称〕 長崎県病院企業団本部総務部総務人事班
- 〔電話〕 095-825-2255

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日の翌日から令和6年9月20日までの間（長崎県病院企業団の休日を除く）

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕 〒850-0035 長崎市元船町17番1号長崎県大波止ビル7階

〔名 称〕 長崎県病院企業団本部総務部総務人事班

〔電 話〕 095-825-2255